

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称	2019年第1回春日部市農業委員会総会		
開催日時	2019年1月25日(金)	開 会	午後3時00分
		閉 会	午後3時45分
開催場所	アイピービル7階大会議室		
議長氏名	会 長 齋藤 敏夫		
農業委員会委員	(出席人数: 18人)		
		1 1	伊藤 弘子
	2	1 2	横井 貞夫
	3	1 3	折原 みち子
	4	1 4	前島 喜一
	5	1 5	小澤 治夫
	6	1 6	内田 高由
	7	1 7	小久保 静夫
	8	1 8	市川 大倫
	9	1 9	齋藤 敏夫
	10		
	欠席		
	1		
事務局	(出席人数: 4人)		
	農業委員会事務局長 前島 清史	農業委員会事務局次長 金子 昌行	
	農地振興担当主査 中澤 ますみ	農地振興担当主事 堀井 喬	
市長部局	(出席人数: 2人)		
	環境経済部農業振興課課長 福井 聖士	都市整備部開発調整課長 古谷 悦夫	
農地利用最適化 推進委員	鈴木 嘉一・金重 一夫・野村 三男・石井 茂・新井 義昭		

<p>次第及び公開、一部公開、非公開の区分</p>	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について：公開 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について：公開 議案第3号租税特別措置法適格者証明について：公開</p>								
<p>一部公開・非公開の場合はその理由</p>	<p><input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：</p>								
<p>配布資料</p>	<p>次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書</p>								
<p>会議録の作成方法</p>	<p><input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録</p>								
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録</p>								
	<p><input type="checkbox"/> 要点記録</p>								
<p>会議録署名の指定</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 936 624 1014">議席番号</th> <th data-bbox="624 936 1442 1014">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 1014 624 1093">7</td> <td data-bbox="624 1014 1442 1093">萩原 勝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1093 624 1171">8</td> <td data-bbox="624 1093 1442 1171">星野 治三郎</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1171 624 1240">9</td> <td data-bbox="624 1171 1442 1240">渡邊 幸夫</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	7	萩原 勝	8	星野 治三郎	9	渡邊 幸夫
	議席番号	委員氏名							
	7	萩原 勝							
	8	星野 治三郎							
9	渡邊 幸夫								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>開会（午後 3 時 0 0 分）</p> <p>ただ今から 2019 年第 1 回総会を開会いたします。本日、1 名が欠席です。在任委員 18 名が、出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第 6 条により総会は成立いたします。次に、運営委員会委員長より報告がございます。</p>
運営委員長	<p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）生産緑地の取得斡旋について （2）春日部農業振興地域整備計画に関する意見聴取について （3）平成 30 年第 8 回総会農地法第 3 条申請番号 33 番の再審査について （4）時効取得を原因とする農地についての権利移転又は設定の登記事項調査書について （5）違反転用事案報告について （6）推進委員の辞任の同意について （7）推進委員の活動実績について （8）推進委員の公募・地区割について （9）農委だよりについて <p>の件につきまして、協議しました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程 1 議案第 1 号「農地法第 3 条（委員会）について」1 議案 4 件</p> <p>日程 2 議案第 2 号「農地法第 5 条（知事）について」1 議案 4 件</p> <p>日程 3 議案第 3 号「租税特別措置法適格者証明について」1 議案 3 件</p> <p>合計、3 議案となります。</p> <p>次に、会議規則第 35 条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号 7 番萩原勝委員、8 番星野治三郎委員、9 番渡邊幸夫委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。続きまして、会議規則第 10 条の規定に基づき、農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に一時退室をいたします。なお、退室後次の議事に入る前には、入室の確認をいたします。それでは、議事にはいります。日程 1 議案第 1 号、「農地法第 3 条（委員会）について」を議題といたします。申請番号 1 番から 4 番について、事務局より説明を</p>

議長	求めます。
事務局	<p>議案書の1頁をご覧ください。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請が4件あったので、審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。申請番号1番について、申請理由は、息子が父からの受贈です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号2番について、申請理由は、息子が父からの受贈です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号3番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号4番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。</p>
議長	<p>お諮りいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認め、異議なしと認め、申請番号1番、2番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号1番、2番について、平成31年1月10日午後1時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に申請番号3番について、担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。</p>

推進委員	申請番号3番について、平成31年1月8日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に申請番号4番について、担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号4番について、平成31年1月11日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号2番齋藤千松委員より申請番号1番から4番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号2番齋藤千松です。申請番号1番から4番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人に関して、担当地区推進委員の意見を求めたところ問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	議席番号18番市川です。申請番号3番、4番について、質問します。申請事由に、所有権移転に金銭の受渡の有無について記載しないのですか。
事務局	ただいまの質問についてお答えします。農地法第3条について、金銭の受渡の有無は許可要件にありません。また、農地情報公開システムの仕様上、現在のところ記載されません。今後の検討事項といたします。
議長	ほかに発言のある方は挙手願います。
議長	(なしの声あり) 質疑等なしと認め、質疑を終結します。お諮りいたします。申請番号1番から4番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求め

議長	<p>ます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」申請番号1番から4番を許可と決しました。次に、日程2、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請番号1番から4番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請が4件あったので、審議を求める。議案書3頁をご覧ください。申請番号1番について、転用計画は、転用計画は、社会福祉施設の敷地拡張です。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地、点線で囲まれた部分が宅地です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は、東側の市道に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、既設排水管に接続し排水します。資金計画については、自己資金として通帳の写しが添付されていまして、原本を確認済です。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、書類審査の結果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号2番について、転用計画は、建て替えに伴う自己用住宅の敷地拡張です。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。土地改良区は、該当しません。接続道路は、北側、東側市道に接続しています。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、私設排水管に接続し排水します。資金計画については、融資資金として親族の残高証明書が添付されています。申請書は整い、書類審査の結果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。次に、申請番号3番について、転用計画は、申請法人は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。案内図は13頁、詳細図は14から16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6カ月間です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。申請書は整っております。スクリーンをご覧ください。申請図面ではスクリーンのBB断面図、DD断面図</p>

事務局	<p>のとおり隣接農地と同等の高さまで盛土することになっており、また、基準道路から30センチメートルの盛土となっております。ただし、現地を確認したところ、基準道路からの盛土の高さについて、盛土の高さを隣接農地の高さに合わせると、申請図面と高さが一致しない状況と考えられます。次に、申請番号4番について、転用計画は、建売住宅を31棟建築するためです。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。詳細図で網掛け部分が転用地です。開発面積は合計で9602.16㎡です。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接道要件はみたしています。被害防除措置として農地との境界部は、塀を設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に接続し排水します。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、書類審査の結果、各事項につきまして問題はなく、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。</p>
議長	次に担当地区の石井茂推進委員より意見を求めます。
推進委員	<p>申請番号2番について、平成31年1月11日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	次に担当地区の新井義昭推進委員より意見を求めます。
推進委員	<p>申請番号3番について、平成31年1月15日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでしたが、代理人に指導したところ、是正が完了し、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>

議長	次に議席番号3番鈴木宏委員より申請番号1番から4番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号1番、2番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題なく、申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。次に、申請番号3番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題なく、申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。なお、先ほどの事務局の説明のとおり、現地を確認したところ、基準道路からの盛土の高さと計画図面の高さが一致しない状況のため、その旨を意見書に記載することと決しました。次に、申請番号4番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題なく、申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により許可相当であると決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。それでは、採決にはいります。おはかりいたします。事前審査委員より、申請番号3番については許可相当とし、意見を付す必要があると報告がありましたので、申請番号3番と、1番、2番、4番を別に採決いたします。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認め、採決にはいります。申請番号1番、2番、4番を事前審査の報告のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第2号「農地法第5条（知事）について」申請番号1番、2番、4番を許可相当と決しました。よって、申請番号1番、2番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。申請番号4番については、許可相当とし、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付

議長	<p>いたします。次に、申請番号3番の事前審査の決定は許可相当とし、ただし、事前審査の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第2号、「農地法第5条(知事)について」申請番号3番は、許可相当と決しました。ただし、意見を付して県知事に送付します。次に、日程3議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」を議題といたします。おはかりいたします。本案につきましては、議事参与の制限に該当する事案がございますので、申請番号1番、2番と3番を別に審議することに異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。申請番号1番、2番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」、租税特別措置法適格者証明が3件あったので、審議を求める。議案書7頁をご覧ください。まず初めに租税特別措置法適格者証明について簡単にご説明します。農地の相続税(贈与税)納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号1番について、案内図は19頁となります。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は300日です。次に申請番号2番について、案内図は20頁となります。申請理由は、申請農地を贈与したことにより、贈与税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は200日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号1番について、担当地区の鈴木嘉一推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号1番について、平成31年1月17日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に、申請番号2番について、担当地区の新井義昭推進委員より意見を求めます。</p>

推進委員	申請番号2番について、平成31年1月15日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に議席番号17番小久保静夫委員より申請番号1番、2番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号1番、2番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題なく、申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により証明書を発行することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。それでは、採決にはいります。議案第3号申請番号1番、2番について、証明書を発行することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号1番、2番を、証明書を発行することと決しました。次に申請番号3番について、議案に関する委員につきましては農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与できませんので、議席番号18番市川大倫委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。 (休憩)(委員退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を開会します。申請番号3番について、事務局より説明を求めます。
事務局	申請番号3番について、案内図は21、22頁となります。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。申請者が経営主で年間従事日数は280日です。
議長	次に、申請番号3番について、担当地区の鈴木嘉一推進委員より意見を求めます。

推進委員	申請番号3番について、平成31年1月17日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に議席番号17番小久保静夫委員より申請番号3番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号3番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題なく、申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から当該申請については事前審査委員5人で合議により証明書を発行することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。それでは、採決にはいります。申請番号3番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。議案第3号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号3番を、証明書を発行することと決しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。 (休憩)(委員入室)
議長	休憩前に引き続き会議を開会します。
議長	次に、日程4報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)について」日程5報告第2号「農地法第4条(届出)について」日程6報告第3号「農地法第5条(届出)について」日程6報告第3号「違反転用事案報告について」につきましては、議案書の11ページから16ページにお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが何かありますか。次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、平成31年第1回総会を閉会いたします。なお、全員協議会を15時55分から同会場で開催いたします。閉会 (午後3時45分)

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番